

議事（2）平成29年度の取組実施状況について

オープンデータを活用した 歩行者移動支援サービスに関する現地事業

平成29年12月26日（火）

政策統括官付

I 現地事業の実施

1. 現地事業の実施
2. 現地事業実施の流れ
3. 現地事業の実施主体の特徴
4. 現地事業の実施スケジュール(予定)

II 現地事業の実施状況

II-1 会津若松市の実施状況

1. 実施体制構築(会津若松市)
2. データのリストアップ・収集(会津若松市)
3. 歩行空間ネットワークデータの整備(会津若松市)

II-2 姫路市の実施状況

1. 実施体制構築(姫路市)
2. データのリストアップ・収集(姫路市)
3. 歩行空間ネットワークデータの整備(姫路市)

III 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の改訂

1. ガイドライン改訂の背景、ポイント
2. ガイドライン改訂案(1)
3. ガイドライン改訂案(2)
4. ガイドライン改訂案(3)
5. ガイドライン改訂案(4)

I 現地事業の実施

1. 現地事業の実施

○現地事業の目的

- 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」(以下、ガイドラインという。)に示す、実施体制の構築、市区町村等で保有する歩行者移動支援サービスに資するデータのリストアップ、データの収集、歩行空間ネットワークデータ等の整備、オープンデータ化を実施し、各段階で生じる課題や対応策等を確認。
- 現地事業で得た知見は、市区町村が歩行者移動支援サービスを推進する上で参考となるように整理し、ガイドラインに反映。

○実施概要

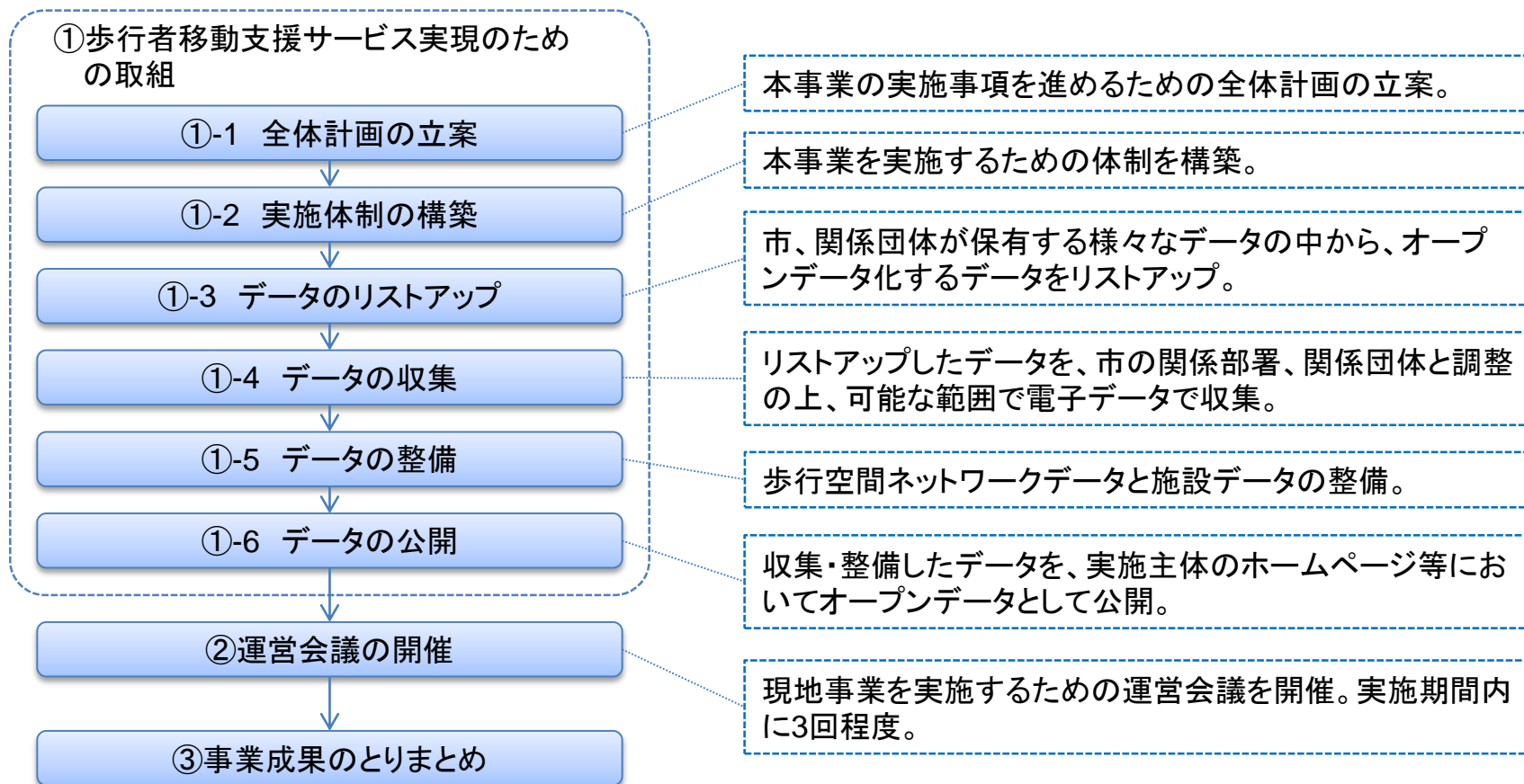
- 実施期間：平成29年9月中旬～平成30年3月
- 実施主体：福島県会津若松市、兵庫県姫路市の2地区を公募により選定

○現地事業での検証内容

| 検証項目 | 検証内容 |
|---------------------------|--|
| 実施体制の構築に関する検証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村内の各部局の役割分担やそれぞれの部局の連携方法、円滑にサービスを展開するための工夫点等を確認する。 |
| データのリストアップ、収集、整備、公開に関する検証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各部局の実施内容や手順、実施時に生じた課題を段階ごとに確認するとともに、課題を解決するために実施した対策や工夫点を確認する。 ● 地方公共団体職員等の作業量・作業負担を確認する。 ● 新たなデータの把握やデータの電子化による多用途への利用可能性等の市区町村に生じるメリットを確認する。 |
| 既存施策との連携方策に関する検証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 既存の施策と連携する場合の既存施策への歩行者移動支援サービスの位置付けや連携方法・内容等を確認する。 |

2. 現地事業実施の流れ

○現地事業では、実施主体となる会津若松市、姫路市が中心となりガイドラインに記載している「データリストアップ」「データの収集・作成」「データの公開」等の一連の作業を実施。

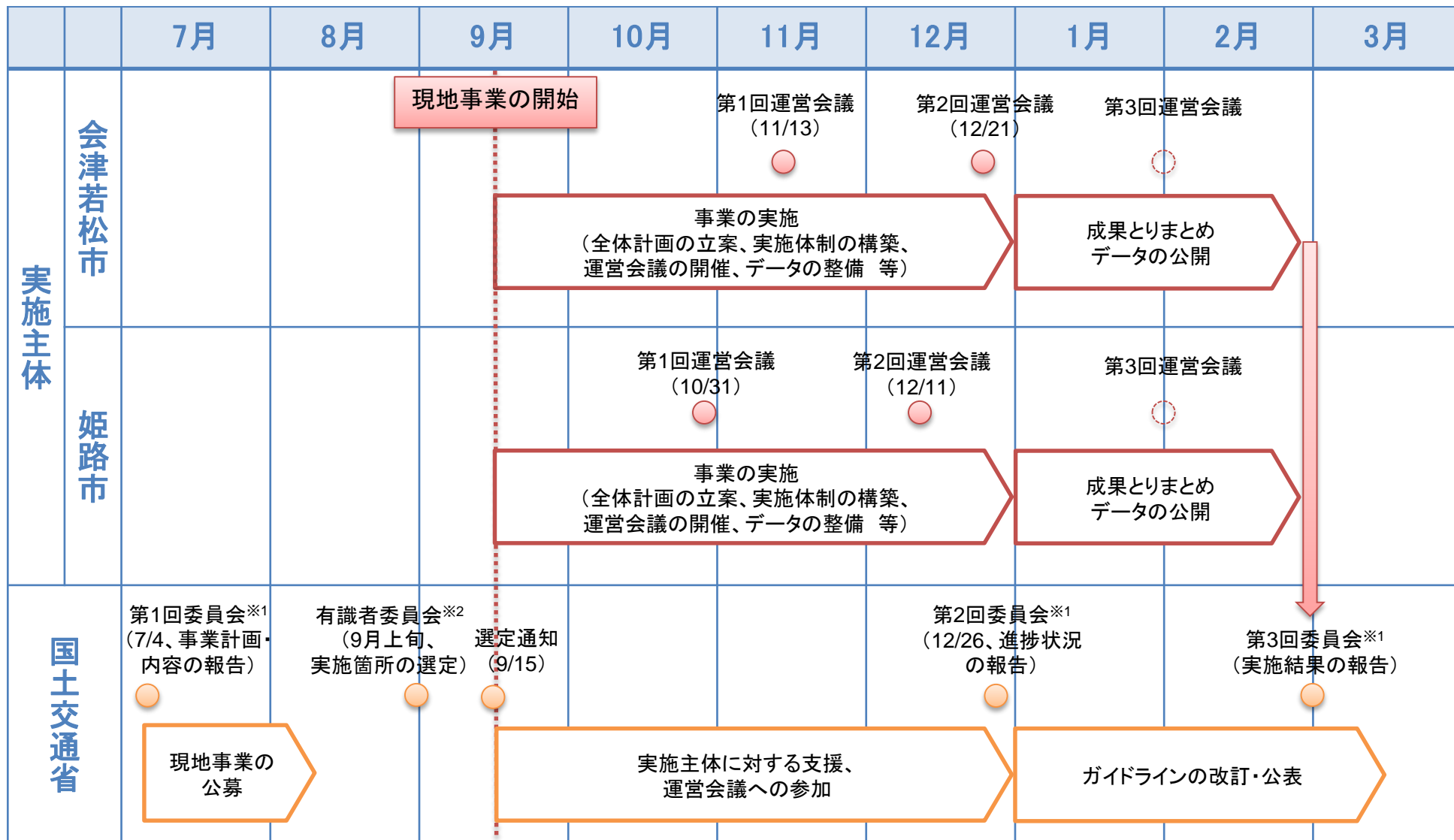


3. 現地事業の実施主体の特徴

- 会津若松市は、市内の大学等と連携し先進的にオープンデータの取組を実施しており、体制構築やデータ公開までのプロセス等が多くの地方公共団体の参考となる。
- 姫路市は、オープンデータの取組の初期段階であり、今後オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの展開を検討する地方公共団体の参考となる。

| | 会津若松市 | 姫路市 |
|--------------------|--|--|
| 地域の課題、ニーズ | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観保全のため街中や施設内には様々なバリアが存在。冬季には雪氷によるバリアが発生。 ・雪氷によるバリアの発生可能性や撤去状況も含めた、総合的なバリアフリーに関する情報提供環境の整備が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年の姫路城グランドオープン以降、高齢者や障害者の観光客が増加。 ・市民全般や来訪者に対し、バリアフリーに関する情報を十分に提供するための対策が必要。 |
| 歩行者移動支援サービスの実現イメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の属性情報や現在地情報を活用した最適ルート案内サービス。 ・歩行空間ネットワークデータを用いた地域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン適用状況を評価するサービス。 | <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅や観光バス・自家用車が集まる駐車場等の出発地から、姫路城や中心市街地内の目的地への最適な動線を案内でき、バリアフリー対応施設などの情報も提供するサービス。 |
| オープンデータの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータ利活用基盤「DATA for CITIZEN」を構築し、多数のデータとアプリケーションを公開。 ・会津大学や地域コミュニティ(CODE for AIZU)等と連携し、データ活用事例の創出のための取組を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2016年3月からオープンデータのサイトを開設。公共施設等の位置情報、統計情報を中心に公開しており、今後、庁内推進体制の確立を進めるとともに、データの充実を図る予定。 |

4. 現地事業の実施スケジュール(予定)



※1: 国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」

※2: 「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」の外部有識者で構成

Ⅱ 現地事業の実施状況

Ⅱ-1 会津若松市の実施状況

1. 実施体制構築(会津若松市)

実施体制構築のポイント

- オープンデータに関する取組を推進する「総務部情報政策課」が中心となり、庁内の部署の他、市内の大学や任意団体等、庁外の団体を含めた体制を構築。
- バリアフリーに係る情報収集の役割を担う「健康福祉部」及び「市民部」や道路・歩道の整備状況の把握の役割を担う「建設部」、ユニバーサルデザインの観点からサービスのあり方を検討する「企画政策部」を選定。
- オープンデータを利用したサービス創出の観点から、「会津大学」「CODE for AIZU」を選定。また、市民参加による道路や施設データ収集のノウハウ等を持つ「OpenStreetMap Fukushima」を選定。

総務部 情報政策課

- ・本事業の事務局を担当し、事業全体のとりまとめを実施。

企画政策部協働・男女参画室

市民部 危機管理課

健康福祉部 障がい者支援課

健康福祉部 地域福祉課

健康福祉部 高齢福祉課

健康福祉部 こども家庭課

健康福祉部 こども保育課

建設部 道路建設課

建設部 道路維持課

オープンデータ推進検討チーム(座長)

- ・歩行者移動支援に係るデータ整備のためのデータ提供や留意箇所等に係る意見収集を実施。
- ・健康福祉部は、障害者や高齢者等の意見を収集するため、障害者団体等との調整を実施。

OpenStreetMap Fukushima

- ・市内OpenStreetMapの充実を図る。

会津大学

CODE for AIZU

- ・データの利活用事例の創出。(アプリ作成の観点)

会津乗合自動車株式会社

会津地域連携センター

- ・路線バス、会津まちの駅・道の駅のデータ提供。

2. データのリストアップ・収集(会津若松市)

データのリストアップ・収集のポイント

○冬季の積雪等が歩行や車いすでの移動のバリアとなるため、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案(H29.3)」に示されているデータに加え、耐雪・融雪施設や除雪車走行軌跡データ等、冬季の移動を支援するデータを整備。

<現地事業で整備するデータ例>

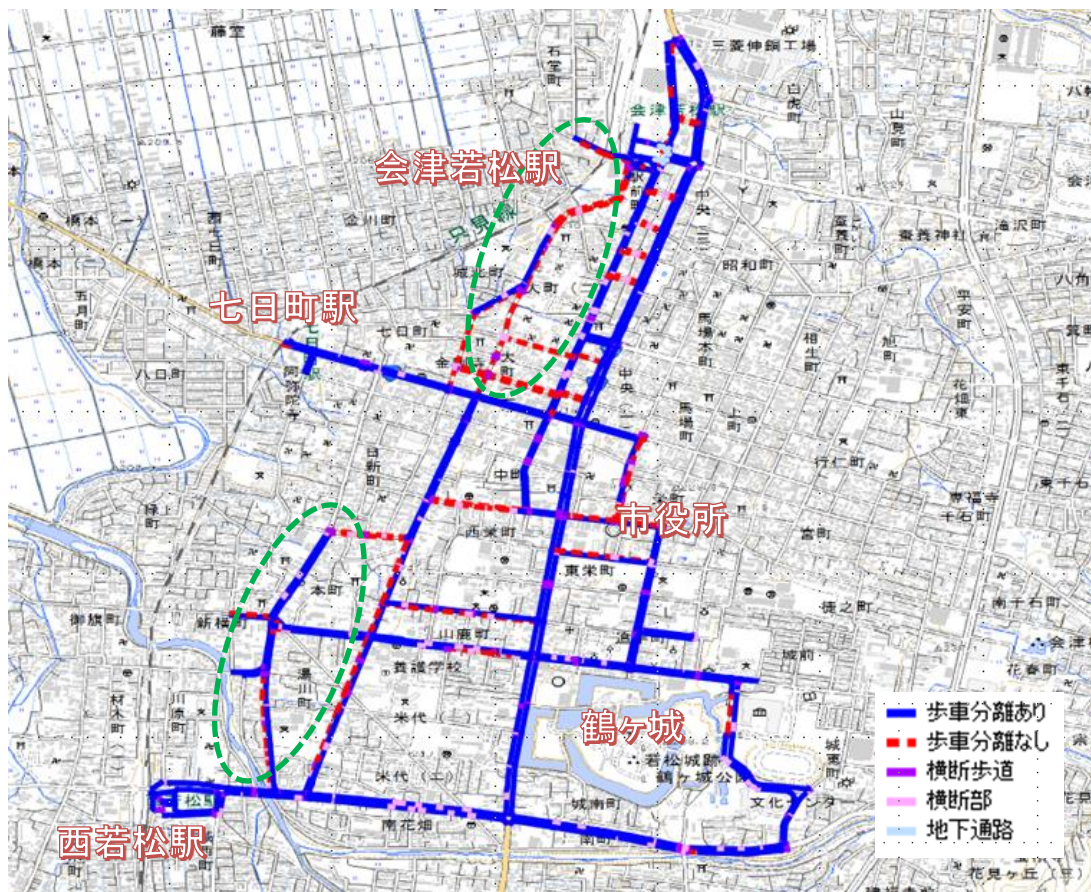
| 種別 | | 収集情報 | リストアップ・収集理由 |
|-----------|----------------------|---|---|
| 移動経路に係る情報 | 歩行・車いすでの移動に必要な情報 | 道路・歩道・路線の整備状況、点字ブロック、信号機の設置状況 | 歩行空間ネットワークデータの整備に利用するデータとして収集。 |
| | | 耐雪・融雪施設、流雪溝位置、除雪車走行軌跡データ、等 | 冬季の積雪・除雪状況等を把握できる情報として収集。 |
| | 公共交通機関での移動に必要な情報 | 駅、バス停、駐車場等の位置情報 | 公共交通機関を利用する場合の乗降場所を確認するための情報として収集。 |
| 施設情報 | 目的地・立ち寄り先施設のバリアフリー情報 | 公共施設、観光施設等の情報 (市役所、市民・区民センター、体育館、コミュニティセンター、鉄道駅、等) | 移動先、立ち寄り先のバリアフリー設備の利用可否を判断するための情報として収集。 |
| | 施設の位置、場所情報 | Wi-Fiスポット、医療機関、金融機関、郵便局、避難所・避難場所、公園、等の位置、場所情報 | 主に観光客が、移動先、立ち寄り先を選定・判断するための情報として収集。 |
| その他 | — | 鉄道の車両情報(優先席位置、車椅子ベビーカー専用スペース等)、バス情報(運賃・ICカード対応) | 観光の際にニーズがあると考えられる情報として収集。 公共交通機関と協議の上、収集を検討。 |

3. 歩行空間ネットワークデータの整備(会津若松市)

歩行空間ネットワークデータ整備のポイント

- 高齢者や障害者等が多く利用すると考えられる会津若松市交通バリアフリー基本構想の「特定道路」を考慮してデータ整備路線を選定。
- 特定道路以外に会津若松駅や西若松駅周辺の観光客や買い物客等の歩行者の通行が多い経路を選定。

＜歩行空間ネットワークデータ整備路線＞



《特定道路の指定のない道路を対象とした経路》

- ・会津若松駅、西若松駅周辺の買い物客等で比較的歩行者が多い経路を設定。(左図、緑の○が該当する範囲)

歩行空間ネットワークデータ整備延長：
約34km

Ⅱ-2 姫路市の実施状況

1. 実施体制構築(姫路市)

実施体制構築のポイント

- まちづくりの視点から「都市局交通計画室」が中心となり、ほぼ庁内の関係部署のみで体制を構築。
- 道路・歩道の整備状況、駅周辺整備に係る情報収集の役割を担う「都市局」及び「建設局」、「都市拠点整備本部」を選定。
また、姫路駅を中心とした県道を含む面的な移動を支援するため県道の道路管理者である兵庫県を選定。
- バリアフリー及び観光客の移動等に係る情報収集の役割を担う「健康福祉局」及び「観光交流局」を選定。

都市局 交通計画室

・本事業の事務局を担当し、事業全体のとりまとめを実施。

総務局 情報政策室

・データの公開方法等に係る意見収集を実施。

都市局 まちづくり指導課

建設局 道路総務課

建設局 街路建設課

都市拠点整備本部
姫路駅周辺整備室

兵庫県 姫路土木事務所

・歩行者移動支援に係るデータ整備のためのデータ提供や留意箇所等に係る意見収集を実施。

観光交流局 観光振興課

・観光客の移動傾向や留意箇所等に係る意見収集を実施。

健康福祉局 障害福祉課

・障害者等の視点から移動時の留意点や注意箇所等に係る意見収集を実施。

2. データのリストアップ・収集(姫路市)

データのリストアップ・収集のポイント

○駅周辺の道路は、歩道の拡幅工事等が実施されているため、道路の工事図面を収集し、現在の状況ではなく、工事完了後(データ公開時点)の状況を示す歩行空間ネットワークデータを整備。

<現地事業で整備するデータ例>

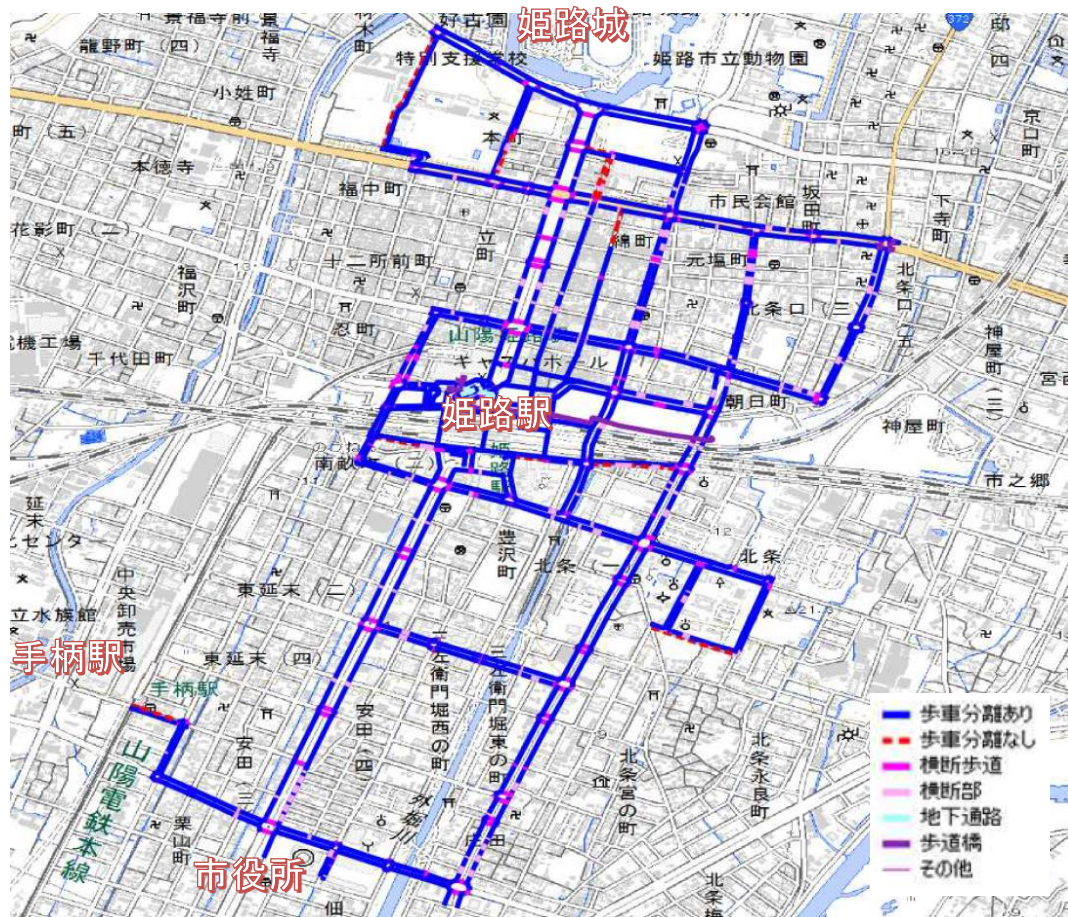
| 種別 | | 収集情報 | リストアップ・収集理由 |
|-----------|----------------------|---|---|
| 移動経路に係る情報 | 歩行・車いすでの移動に必要な情報 | 道路・歩道・路線の整備状況 (道路基本図、工事中の道路図面) | <ul style="list-style-type: none"> 歩行空間ネットワークデータの整備に利用するデータとして収集。 |
| | 公共交通機関での移動に必要な情報 | 駅、タクシー乗り場の位置情報、駅のフロアマップ・地下道の案内地図、等 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用する場合の乗降場所を確認するための情報として収集。 |
| 施設情報 | 目的地・立ち寄り先施設のバリアフリー情報 | 公共施設、観光施設等の情報 (市役所、税務署、警察署、交番、図書館、公民館、保険施設、裁判所、観光施設、等) | <ul style="list-style-type: none"> 移動先、立ち寄り先のバリアフリー設備の利用可否を判断するための情報として収集。 |

3. 歩行空間ネットワークデータの整備(姫路市)

歩行空間ネットワークデータ整備のポイント

- 姫路市バリアフリー基本構想における生活関連施設をつなぐ生活関連経路を網羅するようにデータ整備路線を選定。
- 生活関連経路以外にアーケード街や市役所周辺の経路等、歩行者が多く通行する経路を選定。

<歩行空間ネットワークデータ整備路線>



《生活関連経路の指定のない道路で対象とした経路》

- ・姫路城近くのアーケード街等主に歩行者の利用が多い道路。
- ・市役所周辺の道路。
- ・都市計画道路等で周辺に公共施設等があり、市民の利用が比較的多い道路。

* 姫路城は重点整備地区の対象外であり、バリアフリー対応していないため、公園入口までの経路を作成することを前提にネットワークデータの経路を設定。

歩行空間ネットワークデータ整備延長：
約35km

Ⅲ 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の改訂

1. ガイドライン改訂の背景、ポイント

- 平成28年度に地方公共団体(約10団体)に対し、オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを導入する場合のニーズや課題を確認するためにヒアリング調査を実施。
- 指摘された課題に関して具体的な対応策を検討するため、地方公共団体を主体とした現地事業を実施し、得られた知見・ノウハウ等をもとにガイドラインを改訂。

地方公共団体から指摘された課題等

- ・庁内横断的な取組となるため、庁内の体制づくりが重要。
- ・データの整備・更新等に係る理解を深めることが重要。
- ・データの整備・更新等の所要の予算確保のためには、既存施策との関連性の整理が必要。
- ・オープンデータ施策ではデータがどのように活用されるのかが不明確。
- ・地方公共団体においてアプリケーションの作成・管理することは困難。

改訂のポイント

①知見・ノウハウの充実

- ・現地事業で実施する各作業(体制構築、データのリストアップ・収集・整備、オープン化)の取組で生じた課題や対応策、工夫点等を整理する。
- ・現地事業の実施団体の次年度以降のデータ更新やサービス創出に向けた実施体制や方向性を整理する。

②既存施策との関連性や取組による効果の明示

- ・現地事業の各作業を通じ、データの棚卸によるデータの把握やデータの電子化による他用途への利用可能性等の地方公共団体に生じるメリットを整理する。
- ・地方公共団体の既存のバリアフリー施策や観光振興施策等と歩行者移動支援サービスの連携の可能性を確認し整理する。

2. ガイドラインの改訂案(1)

○現地事業で実施する、データのリストアップ、データの収集、歩行空間ネットワークデータの整備、データの公開それぞれの実施内容、実施において生じた課題や対応策等を取りまとめ、ガイドライン及び事例集の該当箇所について追加修正を実施する。

<ガイドラインの構成と改定内容(案)>

| 構成 | | 改訂内容(案) | 改訂のポイント | | |
|------------------------|---------------------------------|---|---------|---|---|
| | | | ① | ② | 他 |
| 第1章 はじめに | — | — | | | |
| 第2章 歩行者移動支援サービスについて | 2-1 ユニバーサル社会の構築に向けた社会的状況 | — | | | |
| | 2-2 歩行者移動支援とは | — | | | |
| | 2-3 歩行者移動支援サービスの仕組みと各構成要素の現状と課題 | — | | | |
| | 2-4 オープンデータの必要性と可能性 | <ul style="list-style-type: none"> 官民データ活用推進基本計画等のデータ活用の推進に係る新たな動向を記載。 | | | ● |
| | 2-5 市区町村の役割と取組体制について | <ul style="list-style-type: none"> 歩行者移動支援サービスと既存施策との連携の可能性等を整理し記載。 <p>【記載内容例】 現地事業を実施した自治体では、定期的にバリアフリー調査会議を開催することで障害者の意見を収集し、バリアフリーマップ整備やまちづくりに役立っている。現地事業では、バリアフリー調査会議を通じて障害者の意見を収集することで、障害者のニーズを把握し、データのリストアップ・収集・整備等に役立てることとした。既存施策の実施部署と連携することで、ニーズの把握やデータの収集等が効率的に実施することが可能となる。</p> | ● | ● | |

3. ガイドラインの改訂案(2)

| 構成 | | 改訂内容(案) | 改訂のポイント | | |
|------------------------|--------------------------|--|---------|---|---|
| | | | ① | ② | 他 |
| 第2章 歩行者移動支援サービスについて | 2-5 市区町村の役割と取組体制について | <ul style="list-style-type: none"> 現地事業実施主体の各部局や関係団体との連携方法、役割分担、体制構築のプロセス等を整理し記載。 <p>【記載内容例】 庁内で主体的に活動し関係部局・団体との調整を図る部署を設けることが重要であり、現地事業では、情報政策部門やバリアフリーや街づくりを担当する部門が実施し関係部署を取りまとめている。</p> | ● | ● | |
| | 3-1 データのリストアップの考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 現地事業で実施したリストアップの考え方、方法を整理し記載。 | ● | | |
| 第3章 データのリストアップ | 3-2 各地域の課題やニーズを把握する方法 | <ul style="list-style-type: none"> データのリストアップに際し実施する、地域の課題やニーズを把握する方法を整理し記載。 | ● | | |
| | 4-1 既存データサイトの活用 | <ul style="list-style-type: none"> データの収集、作成の際に参考にした既存データサイトを記載。 | ● | | |
| 第4章 データの収集・作成 | 4-2 新たなデータ収集・作成・加工等を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内データの収集・作成における各部局との調整、収集方法を整理し記載。 <p>【記載内容例】 現地事業では、データリストアップの内容をもとに、データ整備に必要となる情報を保有する関連部局を事前に把握し、関係部局にアプローチしている。データの作成は、関係部局のデータの整備状況等を考慮し、必要な作業量の把握や役割分担の検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行空間ネットワークデータ等の作成を通じ、データ作成エリアの考え方やデータ作成の方法・工夫点等を整理し記載。 | ● | ● | |

4. ガイドラインの改訂案(3)

| 構成 | | 改訂内容(案) | 改訂のポイント | | |
|----------------------|--------------------------|--|---------|---|---|
| | | | ① | ② | 他 |
| 第4章 データの 収集・作成 | 4-2 新たなデータ収集・作成・加工等を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> データ整備での、市や関係団体が保有する既存資料の活用方法を記載。 【記載内容例】 既存資料の活用では、データの時点、精度等を確認し、既存資料の利用可否を予め確認しておくことが重要である。また既存資料を用いてデータ整備を実施する場合には、データ更新を考慮し、どのデータにどのような資料を用いているか明確にしておくことが重要。 データの収集・作成によりデータの把握やデータの電子化による効果を記載。 【記載内容例】 バリアフリーマップ等のように特定の窓口やHPで提供している情報を電子化しオープン化することにより、データカタログサイト等の媒体を通じて、より多くの人達に提供できるようになり情報発信力が向上。 | ● | ● | |
| | 5-1 データの公開方法 | <ul style="list-style-type: none"> 現地事業で実施したデータの公開方法や公開のために決めた運用ルール等を整理し記載。 | ● | | |
| 第5章 データの 公開 | 5-2 公開するデータの利用ルールのあり方 | <ul style="list-style-type: none"> 現地事業で採用した公開するデータの利用ルール、表示方法を整理し記載。 データ公開における情報提供側との調整方法等について整理し記載。 | ● | | |

5. ガイドラインの改訂案(4)

| 構成 | | 改訂内容(案) | 改訂のポイント | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---------|---|---|
| | | | ① | ② | 他 |
| 第6章 データを活 用したサー ビスの提供 | 6-1 オープンデータの活用による サービス提供の現状 | <ul style="list-style-type: none"> オープンデータを取組む地方公共団体数、アプリの公開の推移等を整理し記載。 | | | ● |
| | 6-2 データ利用者への情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの利用を推進する上で、データ利用者に提供すべき情報について整理し記載。 | ● | | |
| 第7章 おわりに | — | — | | | |
| 事例集 | — | <ul style="list-style-type: none"> 現地事業の実施内容を事例集として整理し記載。実施内容に加え、事業実施において生じた課題や対応策、工夫点、実施により得られた効果(メリット)を記載。 | | ● | |